

生活福祉資金 貸付制度のご案内



生活福祉資金貸付制度とは

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする国の制度です。

また、生活困窮者自立支援法(平成 25 年施行)に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することで、世帯の自立促進を図るものです。

※審査がありますので、借入れまでには時間がかかります。また、審査結果によっては貸付けできない場合があります。

貸付対象世帯

資金の種類によって、対象となる世帯が異なります。
ご注意ください。

○低所得世帯

世帯の所得が少なく、自立のための必要な資金の貸付けを他から受けることが困難である世帯

○高齢者世帯

65 歳以上の高齢者のいる世帯

○障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等のいる世帯

※生活保護を受給している世帯は、福祉事務所が必要と認める場合に限り、お申し込みいただけます。

連帯保証人

○原則として、下記の(1)～(5)を全て満たす連帯保証人が1名必要です。

(1)借受人と別世帯に属する者

(2)所得基準を満たすこと(月額13万円以上の所得があること)

(3)住民税及び固定資産税の滞納がないこと

(4)最終償還日において、70歳を超えないこと

(5)現に本資金の借受人や連帯借受人となっていないこと

※連帯保証人が立てられない場合は有利子での貸付けとなります。

貸付対象とならない場合

○暴力団員の属する世帯

○他法、他制度(日本学生支援機構、母子・父子・寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等)の利用ができる世帯

○既に生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人

○破産手続き中、又は個人再生手続き中の方や、今後、手続きすることを予定されている方

貸付の所得要件

次の所得額(月額平均)以下の世帯が対象です。(単位:円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
高知市	130,000	200,000	280,000	360,000	410,000	470,000	520,000
高知市以外	110,000	170,000	240,000	310,000	350,000	400,000	450,000

所得額を確認するため市町村が発行する所得証明書の提出が必要です。

高齢者世帯については、70歳以上の方及び65歳以上の介護認定者(要介護・要支援)1人につき2万円を加算します。

申込みにあたっての留意事項

○本制度は世帯に対して貸付けを行います。貸付けは生計中心者(一番収入が多い者)に対して行います。

○住民票は別でも同じ住所にお住まいの方は、原則として、同一世帯とみなします。

○申込にあたって、世帯員全員の就労、就学、疾病、障害、収入、負債等の状況を詳しくお伺いします。

○貸付けにあたっては世帯員全員の了承が必要です。

○既に契約、発注、購入及び支払い済みの経費、借金返済の借り換えは貸付対象になりません。

○申込から償還完了まで、市町村社会福祉協議会・民生委員が面談して支援します。

○申込の際には、借入申込書のほか、住民票、所得証明書、納税証明書、本人確認書類、必要経費確認書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を提出していただきます。

○本制度は貸付事業であることから、貸付により、今の困り事を、一旦、解決できる一方で、世帯にとって「借金を負う」負担が伴います。ご相談いただいた時点で、負担の方が大きく、貸付が世帯の支援にならないと判断される場合には、貸付のお申込みはできない場合があります。



貸付制度の種類と対象



※このパンフレットに記載されている事項以外にも資金ごとに条件等があります。

総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計改善支援)と生活費及び一時的な資金を必要とし、就職活動期間中の貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金。

※貸付けに際しては、生活困窮者自立支援法に定める自立相談支援事業による支援を受けることが要件。借入申込にあたり、自立に向けた自立支援計画を作成する。

※貸付後は月4回以上の自立相談支援機関の面接などの支援を受けることが必要です。

※貸付後は、月2回以上のハローワークでの職業相談と、週1回以上の求人先への応募が必要です。

生活費

就職活動により就職先が見つかるまでの生活費

貸付限度額：2人以上…月20万円以内

単身…月15万円以内

貸付期間：原則3か月以内

据置期間：6か月以内

償還期間：10年以内

利率：連帯保証人を立てた場合は無利子。連帯保証人を立てられない場合は年1.5%



一時的な資金

左記の生活費に加えて一時的に必要な経費

住居確保給付金を利用する者が、敷金・礼金等…40万円以内の住宅の賃貸契約を結ぶための費用

新たに就業するために必要な支度費用、転宅費…60万円以内用、家具什器費用等

据置期間：6か月以内

償還期間：10年以内

利率：連帯保証人を立てた場合は無利子。連帯保証人を立てられない場合は年1.5%

教育支援資金

低所得世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校(特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む)、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)、専門職大学又は高等専門学校に就学もしくは入学に際して必要な経費として貸し付ける資金。(日本学生支援機構の奨学金、母子・父子・寡婦福祉資金などが利用可能な場合は、これらを優先して活用すること。)

教育支援費

授業料、学校納入費用、
交通費等就学するのに必要な経費

貸付限度額：高校…月3.5万円以内

高専…月6万円以内

短大…月6万円以内

大学…月6.5万円以内

据置期間：卒業後6か月以内

償還期間：20年以内

利率：無利子

連帯保証人：不要(ただし生計中心者が連帯借受人として必要)

学費が不足する場合は貸し付け限度額の1.5倍まで貸し付けができます。

就学支度費

入学金等で入学時に納入する経費、制服、靴等で学校の指定により入学時に一括して購入するものなど入学に際し必要な経費

貸付限度額：50万円以内

据置期間：卒業後6か月以内

償還期間：20年以内

利率：無利子

連帯保証人：不要(ただし生計中心者が連帯借受人として必要)



福祉資金

福祉費

日常生活を送るうえで、又は自立生活を送るために一時的に必要と見込まれる経費を貸し付ける資金

据置期間：最終貸付日から6か月以内
利率：連帯保証人を立てた場合は無利子。連帯保証人を立てられない場合は年1.5%



主な資金種別と内容	対象世帯			貸付上限額の目安	償還期間
	低所得	障害者	高齢者		
技能習得費 准看護師養成校や職業訓練校の授業料等の費用	○	○		220万円（期間1年程度）	8年以内
住宅改修費 雨漏り等の住宅の補修・保全の費用 高齢者・障害者の住宅の改修等の費用	○	○	○	250万円	7年以内
福祉用具購入費 高額な福祉用具等の購入に必要な経費	○	○	○	170万円	8年以内
障害者用自動車購入費 障害者自らが運転する自動車等の購入費用		○		250万円	8年以内
療養費 健康保険の医療費の自己負担額 生計中心者の療養期間中の生計を維持する経費	○	○	○	170万円（期間1年程度）	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要な経費 被災した住宅の復旧や家財の購入等の費用	○	○	○	150万円	7年以内
転宅費 転宅のための運送費、敷金礼金等の必要な経費	○	○	○	50万円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費 障害者用自動車の車検・修理に必要な経費 緊急に必要なエアコン等の購入費用 葬祭に対し必要な経費 給排水設備設置費用、修学旅行費用 等	○	○	○	50万円	3年以内

※その他、生業費や介護サービス・障害サービス費、中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納費等への貸付けも扱っています。

緊急小口資金

低所得世帯が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額の費用を貸し付ける資金

貸付限度額：10万円以内
据置期間：2か月以内
償還期間：12か月以内
利率：無利子
連帯保証人：不要

〈留意事項〉
慢性的に生活費が不足している場合は貸付できません。また、原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けることが貸付要件です。

- ア 医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
- イ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- エ 会社からの解雇、休業等の収入減のため生活費が必要なとき
- オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- キ 関係機関等からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ク 給与等の盗難によって生活費が必要なとき

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯又は要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として毎月の生活費を貸し付ける資金。

不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯で土地の評価額が1000万円以上であること等

貸付限度額：土地評価額の7割以内
利率：年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
連帯保証人：必要（推定相続人から1人）

要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護の高齢者世帯で居住用不動産評価額が500万円以上であること等

貸付限度額：居住用不動産評価額の7割以内
利率：年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
連帯保証人：不要



生活福祉資金利用の相談・申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会へ

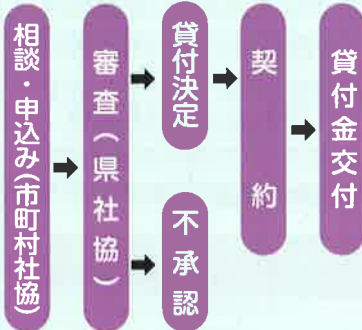
●あなたのまちの相談窓口●

高知県内市町村社会福祉協議会一覧

社協名	住 所	電話番号
高知市社協	高知市丸ノ内 1 丁目 7-45 総合あんしんセンター 3F	088-856-5539
室戸市社協	室戸市領家 87 室戸市デイサービスセンター内	0887-22-2660
安芸市社協	安芸市川北甲 5685	0887-35-2915
香南市社協	香南市野市町西野 2706 香南市役所2階	0887-50-6666
香美市社協	(本所)香美市土佐山田町 262-1 プラザ八王子内	0887-53-2877
	(香北支所)香美市香北町葦生野 336-1 保健福祉センター内	0887-59-2140
	(物部支所)香美市物部町大栃 878-3	0887-58-3098
南国市社協	南国市日吉町 2 丁目 3-28 社会福祉センター内	088-863-4444
土佐市社協	土佐市高岡町乙 3451-1 土佐市複合文化施設つなで3階	088-852-2145
須崎市社協	須崎市南古市町 6-3 交流ひろばすさき 3 階	0889-40-0358
四万十市社協	(本所)四万十市右山五月町 8-3 社会福祉センター内	0880-35-3011
	(西土佐支所)四万十市西土佐用井 1110-31 総合福祉センター内	0880-31-6111
宿毛市社協	宿毛市高砂 4-56 総合社会福祉センター内	0880-65-7665
土佐清水市社協	土佐清水市寿町 11-9 社会福祉センター内	0880-82-3500
東洋町社協	安芸郡東洋町大字生見 756-8 地域福祉センター内	0887-29-3144
奈半利町社協	安芸郡奈半利町乙 1269-1 保健福祉センター内	0887-38-7346
田野町社協	安芸郡田野町 1828-4 老人福祉センター内	0887-38-5325
安田町社協	安芸郡安田町大字西島 40-2 保健センター内	0887-38-5500
北川村社協	安芸郡北川村野友甲 710-2 総合保健福祉センター内	0887-38-6895
馬路村社協	安芸郡馬路村大字馬路 407-1 デイサービスセンター内	0887-42-1020
芸西村社協	安芸郡芸西村和食甲 1290 老人福祉センター内	0887-32-2211
本山町社協	長岡郡本山町本山 1041 社会福祉会館内	0887-76-2312
大豊町社協	長岡郡大豊町黒石 345-7 総合ふれあいセンター内	0887-73-1200
土佐町社協	土佐郡土佐町土居 206 保健福祉センター内	0887-82-1067
大川村社協	土佐郡大川村小松 78-6 総合福祉センター内	0887-84-2361
いの町社協	(本所)吾川郡いの町 1400 すこやかセンター伊野内	088-892-0515
	(吾北支所)吾川郡いの町小川東津賀才 53-1	088-867-2820
	(本川支所)吾川郡いの町長沢 254-10 福祉センター内	088-869-2071
仁淀川町社協	(本所)吾川郡仁淀川町大崎 264-8	0889-35-0207
佐川町社協	高岡郡佐川町乙 2310 健康福祉センターかわせみ内	0889-22-1510
越知町社協	高岡郡越知町越知甲 2457 保健福祉センター内	0889-26-1149
日高村社協	高岡郡日高村沖名 5 社会福祉センター内	0889-24-5310
中土佐町社協	(本所)高岡郡中土佐町久礼 6584-1	0889-52-2058
しまんと町社協	(本所)高岡郡四万十町茂串町 11-30 社会福祉センター内	0880-22-1195
	(大正支所)高岡郡四万十町大正 32-1 老人福祉センター内	0880-27-1177
	(十和支所)高岡郡四万十町昭和 470-6 高齢者生活福祉センター内	0880-28-5331
梶原町社協	高岡郡梶原町川西路 2321-1	0889-65-1235
津野町社協	(本所)高岡郡津野町姫野々 431-1 総合保健福祉センター内	0889-55-2115
	(西支所)高岡郡津野町芳生野甲 111 老人福祉センター内	0889-62-2224
黒潮町社協	(本所)幡多郡黒潮町入野 2017-1 保健福祉センター内	0880-43-2835
	(佐賀支所)幡多郡黒潮町佐賀 920 番地 佐賀交流センターみらい内	0880-55-3250
大月町社協	幡多郡大月町鉾土 603	0880-73-1119
三原村社協	幡多郡三原村来栖野 479-1 総合保健センター内	0880-46-3003

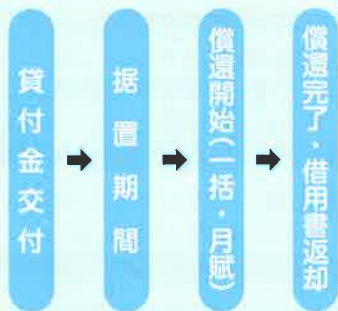
貸付けまでの流れ

- 相談、申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会が窓口になります。本人が直接ご相談ください。(代理等による相談はお受けしません)
- 審査結果によっては、貸付けできない場合があります。



償還について

- 償還は据置期間後、償還計画に基づき原則として口座振替により償還していただきます。
- 定められた償還期限までに返済がなかった場合は、残元金に対して延滞利子(年3%)が発生します。



個人情報の取扱いについて

社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業の利用に際して得た個人情報を「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報の取扱いに関する規則に基づき、事業担当者が利用目的の範囲に限って利用します。事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえご利用ください。



社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

<http://www.kochiken-shakyo.or.jp>

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内

電話 088-844-4600 FAX 088-844-3852